

## 二〇二六年度博士後期課程外国人留学生入学試験・二〇二五年度外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

## 日本語小論文

研究指導名… 民法研究指導

教員名… 橋本 有生

日本の家族法（親族法・相続法）においては、当事者の意思に基づく自由な合意の効力が「公序」によって制限される場合がある。

- 一 家族法において公序が機能していると思われる規定を二つ挙げ、それぞれの趣旨を説明しなさい。
- 二 当事者の意思よりも公序を優先させることは、妥当か。一で挙げた二つの例に即して、自身の見解を論じなさい。